⑷　［略］
［削る。］

⑸　金融商品に関する事項
①　金融商品の状況に関する事項
②　金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）
③　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）
連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。

⑹～㉖　［略］
［２．～９．　略］

第３　損益計算書

［表略］
（記載上の注意）
［１．～６．　略］
７．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。ただし、金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫は、⑴及び⑶に掲げる事項を省略することができる。
⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
⑵　収益を理解するための基礎となる情報
⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
連結損益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。
⑵に掲げる事項が連結損益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
８．～13.　［略］

［第４・第５　略］

⑶　［同左］
⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
［加える。］

⑸～㉕　［同左］
［２．～９．　同左］

第３　損益計算書

［同左］
（記載上の注意）
［１．～６．　同左］
［加える。］

７．～12.　［同左］

［第４・第５　同左］